

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和4年6月28日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市上京区西柳町地区建築協定

(2) 申請者の氏名

楠田 進

(3) 建築協定区域

京都市上京区五辻通七本松西入二丁目西柳町569番1ほか38筆、同区御前通今出川上る鳥居前町664番3ほか12筆、同区今出川通七本松西入真盛町697番ほか2筆及び同区今出川通御前通東入社家長屋町671番1ほか15筆
計71筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市上京区五辻通七本松西入二丁目西柳町568番ほか12筆、同区御前通今出川上る鳥居前町660番3ほか5筆、同区今出川通七本松西入真盛町695番1ほか5筆及び同区今出川通御前通東入社家長屋町672番4ほか2筆
計28筆

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

(6) 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年6月28日（火）から同年7月19日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和4年7月21日（木）午後4時から午後5時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局会議室2（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 岡田 圭司

（都市計画局建築指導部建築指導課）